

第三十一号

徳島県生活環境保全条例の一部改正について

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例

徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第十七その一の表カドミウム及びその化合物の項中「〇・一ミリグラム」を「〇・〇三ミリグラム」に改め、同その一の表鉛及びその化合物の項中「一ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改め、同その一の表砒素<sup>ひ</sup>及びその化合物の項中「〇・五ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改め、同その一の表一・一ジクロロエチレンの項中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同その一の表アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項の次に次のように加える。

一・四一ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム
-----------	------------------

別表第十七その二の表亜鉛含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）の項中「五」を「二」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置されている改正後の徳島県生活環境保全条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第十一号の汚水等排出施設（設置の工事がなされている施設を含む。以下「汚水等排出施設」という。）を設置する工場又は事業場から同条第十号の公共用水域（以下「公共用水域」という。）に排出される水の cadmium 及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素<sup>ひ</sup>及びその化合物並びに亜鉛含有量についての改正後の条例第三十八条第一項の排出

水の規制基準は、この条例の施行の日から六月間は、改正後の条例別表第十七その一の表カドミウム及びその化合物の項、鉛及びその化合物の項並びに砒素及びその化合物の項並びにその二の表亜鉛含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に設置されている汚水等排出施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水については、改正後の条例別表第十七その一の表一・四―ジオキサンの項の規定は、この条例の施行の日から六月間は、適用しない。
- 4 この条例の施行前にした行為及び附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 提案理由

水質汚濁防止法に基づく排水基準及び他県の規制状況に鑑み、公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、本県の排水の規制基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。